

# 第7回教育委員会定例会会議録

平成25年7月23日（火）

場所：国立市役所教育委員室

出席委員	委員長	長	佐藤路子
	委員長職務代理者		山口直樹
	委員		嵐山光三郎
	委員		城所久恵
	教育長		是松昭一
出席職員	教育次長		林晴子
	教育総務課長		宮崎宏一
	教育指導支援課長		渡辺秀貴
	指導担当課長		三浦利信
	生涯学習課長		津田智宏
	国体推進担当課長		小林孝司
	給食センター所長		村山幸浩
	公民館長		石田進
	図書館長		森永正
	指導主事		市川晃司
	指導主事		荒西岳広

国立市教育委員会

## 付 議 案 件

区 分	件 名	
	教育長報告	
議案第38号	平成26年度使用国立市特別支援学級教科用図書の採択について	
そ の 他 報 告 事 項	1) インクルーシブ教育システム構築モデル事業について	
議案第39号	平成25年度教育費(9月)補正予算案の提出について	
議案第40号	平成24年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書について	
議案第41号	国立市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について	
議案第42号	国立市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する訓令案について	
議案第43号	国立市立小・中学校心身障害学級指導補助員取扱要綱の一部を改正する訓令案について	
議案第44号	国立市通級指導学級送迎サポート事業実施要綱の一部を改正する訓令案について	
そ の 他 報 告 事 項	2) 6月ふれあい月間(いじめ、不登校等に対する取組み)に関する報告について	
	3) 平成24年度学校給食費決算報告について	
	4) 市教委名義使用について(11件)	
	5) 要望書について(2件)	
行 政 報 告 第 1 1 号	教職員の人事異動について	当 日 配 布

午後2時00分開議

○【佐藤委員長】 皆様、こんにちは。各地で夏の高校野球地方大会が行われ、連日熱戦が繰り広げられています。東日本大震災の復興の象徴として再開した石巻市民球場では、開会式で選手の代表が「私たちは、震災直後の混乱の中、高校に入学しました。野球ができること、その喜びをかみしめ、全力でプレーすることを誓います」と力を込めて宣誓をしたと聞きました。

震災から2年4カ月が、経過しました。以前、被災地の高校1年生が「報道が少なくなったことに、不安を感じています。震災は、今も続いているけれども、皆さんが忘れないようにすれば、復興は必ず進むと思います」と話してくれたことが、深く心に残っています。

これから平成25年第7回教育委員会定例会を開催します。

きょうの会議録署名議員を嵐山委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【嵐山委員】 はい。

○【佐藤委員長】 よろしく申し上げます。

それでは審議に入りますが、本日の審議案件のうち、行政報告第11号、教職員の人事異動については、人事案件ですので秘密会としますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、審議に入ります。



#### ○議題(1) 教育長報告

○【佐藤委員長】 では、初めに、教育長報告をお受けします。

是松教育長、お願いします。

○【是松教育長】 第6回定例教育委員会以降、先日までの教育委員会での主な事業について、ご報告申し上げます。

6月26日水曜日、教育委員会で、一中の学校訪問を行いました。同日、国体開催100日前となりましたので、国立駅前でゆりーと君初め職員が、国体グッズやチラシを配布し、国体開催に向けてのPR活動を行いました。

6月27日木曜日に、教育委員の市内の教育施設視察を行いました。学校支援センター、教育センター、図書館、公民館、給食センターなどを視察いたしました。同日、給食センター運営審議会とスポーツ推進委員の定例会を開催しております。

6月28日金曜日に、国立市教育リーダー研修会の全大会を行いました。特別講演として、サッカークラブチームでありますFC東京の代表取締役社長阿久根謙司様をお迎えし、教育リーダーに必要な幅広い視野を広げるために、民間トップリーダーからのお話を聞きました。

6月29日土曜日、道徳授業地区公開講座が、一小と四小で開催されました。

7月1日月曜日に、校長会を開催いたしました。

7月2日火曜日に、特別支援学級教科用図書審議会を開催しております。同日より9日まで、芸小ホールにおきまして、一芸塾のカメラ愛好家によるボランティア活動として、国体リハーサル大会の写真撮影をしていただきました写真の写真展を開催しているところでございます。

7月3日水曜日、市教委の学校訪問で、第二中学校を訪問しております。同日、東京都市教育長会の庶務課長会を、狛江市で開催いたしました。

7月4日木曜日、小学校5年生と中学校2年生を対象に、小学校は、国語、算数、理科、社会、中

学校は、国語、数学、理科、社会、英語の教科について、東京都学力調査が実施されました。同日、全国都市教育長協議会第3回理事会が開催され、教育長が出席しております。

7月7日日曜日に、文化学術講演会「深海」を、芸小ホールで行いました。当日は、佐藤委員長からご挨拶をいただきました。

7月9日火曜日、給食センター献立作成委員会並びに公民館運営審議会を開催しております。

7月10日水曜日に、東京都市教育長会を開催いたしました。

7月11日木曜日、副校長会を開催しております。同日、特別支援学級教科用図書審議会も開催しました。

7月12日金曜日に、関東都市教育長協議会の会長職の事務引き継ぎを、新潟県長岡市で行いました。この引き継ぎをもちまして、関東都市教育長協議会の会長職を終了いたしました。

7月16日火曜日、社会教育委員の会を開催しております。

7月18日木曜日に、教育委員と校長の懇談会を開催しました。同日、図書館協議会、スポーツ推進委員定例会も開催しております。また、同日、一学期の給食が、無事終了いたしました。

7月19日金曜日、この日をもちまして、一学期の教育課程が修了しております。同日、小学生の野外体験教室の実施踏査を、教育指導支援課で行っております。同日、東京都の文化財保存整備市町村協議会総会が開催され、教育長並びに文化財関係職員が出席いたしました。

7月22日月曜日に、国立市立小・中学校の合同授業研究会全体会を行いました。

その他でございますが、いじめ防止の対策推進法が、6月21日に参議院を通過し、成立いたしました。推進法そのものにつきまして、あるいは推進法の中で、特に学校が、今後、法に基づいて行っていかなければならない内容等につきまして、資料を机上配付させていただいておりますので、お目通し願いたいと思います。これに伴います具体的な取り組み内容等につきましては、文科省から8月中に指針が示されるということでございますので、また、改めまして教育委員会で、報告をいたしたいと思っております。

続いて、子どもの事故・事件に対する対応についてでございます。夏休みを前に、子どもたちが巻き込まれる事故・事件が相次ぎました。例えば、練馬区の小学校で、下校中の児童が襲われる事件が起き、報道でも盛んにニュースとなりましたが、国立市においても、女子生徒が痴漢被害に遭うという事件も起きました。また、事故では、児童の交通事故による死亡事故も起きているところでございます。さらに、暑さからの熱中症、あるいは光化学スモッグによる被害も、他市において報告がありました。

こうした事件・事故に対しまして、校長会、副校長会を通じ、子どもたちの安全対策の見直しと徹底など、注意喚起をいたしますとともに、必要事項について、文書等によって周知を行ったところでございます。また、夏休み中の子どもの事件・事故の防止のために、夏休み中の生活指導について、各校をお願いをしたところでございます。

なお、昨日、7月22日から来週の29日月曜日にかけて、1週間ほど、夏休み期間中の巡回パトロールを、教育委員会の管理職が2名体制で行っております。本日の午前中も、市川指導主事と津田生涯学習課長が市内を回って、子どもたちの夏の生活指導・安全について、地域、家庭での見守りをしてくださいというアナウンスを、スピーカーから流しながら、車で回ったところでございます。

なお、今後、こちらの巡回パトロールにつきましては、8月の後半、16日から23日にかけて、また1週間ほど、同様に行う予定でございます。

教育長報告は、以上でございます。

○【佐藤委員長】 教育長報告をいただきました。ご意見、ご感想などございましたら、お願いします。

○【山口委員】 感想と質問です。

まず感想です。今、是松教育長からの報告にもありましたが、きのう、7月22日の小・中学校合同授業研究会の全大会がありまして、芸術小ホールで、講義と実際に模擬授業をやって、それに対するコメントをいただいて、先生方もほとんど来られたのではないかと思います。進行上、多少のトラブルはありましたけれど、そのことは全く論外になるぐらい内容がよくて、とても迫力を感じました。

一番いいと思ったことは、11校の先生方です。小学校8校、中学校3校の先生方が、一体となって、体育、算数・数学の部会と、それぞれ授業の計画準備、実施をされていたということで、授業研究は当然なのですが、特に、先生同士学び合うという関係ができるということです。同年代の先生であったり、少し上の先生がいらしたり、若い先生もいらして、同じ学校の先生だけではなくて、違う学校の先生とも、人としてのつながりができるということは、さまざまな面で必要ではないかと思えます。

何となくなのですが、先生はご自分で城を守るような、学校の中だけというイメージがあったのですが、そのことを超えるような場であったということは、とても素晴らしいことだと、きのうは一番感じました。

まだ、きのうのきょうですし、また、午後も部会を続けてやられてたのではないかもしれませんが、参加した先生の声などがありましたら、聞かせていただきたいと思えます。

それから、ちょうど一学期が終わったところですので、それぞれの学校の状況について、是松教育長からのご報告にもありましたけれども、その他何かありましたら、ご報告をいただければと思います。

そして、夏休み中の対応についてもお聞きしようかと思っているのですが、何かあったときの連絡体制がどのようになっているか、少しお聞かせいただければと思います。

また、学校だけではなく、図書館や公民館などとの関係なのですが、もし何か関連することがあれば、あわせてお願いいたします。

それから、国体の開催が迫ってきているので、現在の状況についてご説明をいただければと思います。

少し多くなりましたけれど、以上でございます。

○【佐藤委員長】 では、初めに、教育指導支援課関係で、合同研に参加された先生方の声が届いていましたらお願いします。

それから、一学期の状況で、教育長報告に補足がありましたらということです。また、夏休み中の対応についても、あわせてお願いしたいと思います。

それでは、渡辺教育指導支援課長、お願いします。

○【渡辺教育指導支援課長】 昨日は、合同研にご参加いただきましてありがとうございます。とにかく、小・中学校の教員が、同じ指導観をもって、9年間の教育活動を推進していくということを、国立市は強調しています。そちらの取り組みの一環として、合同授業研究会がありまして、各部会で、研究活動を日常的に進めているのですが、年に2回、全教員が集まります。

今回は2回目になりまして、具体的に、部会がどのような研究テーマを掲げ、どのような手立てを、

今、検証しているかということ、他の部会にも見ていただくという位置づけの合同授業研究会でした。

昨日は、体育部会と算数・数学部会が行われたのですが、今、山口委員がお話しされたように、事前に二、三度集まって、きのうの場面を構成し、そして、さらによくするためにはどうしたらいいかという議論も重ねられたということです。

また、参観している側も、2部会が頑張っているの、午後の部会でも生かして、自分たちの部会の質を高めなければならないという意欲に結びついていったというお話をいただいています。

それから、最後に、指導と講評をいただいた文部科学省の教科調査官の富山先生からも、国立市のコンパクトな地域性のよさを生かした、とても実のある取り組みであるという評価を、いただいたところでもあります。また来年、代表として模擬授業を行う部会を決めて、年々質が高まるようにしていくということを確認したということです。

次に、各学校の状況なのですが、市教委訪問で、教育委員の皆様にもごらんいただいていますように、生活指導上では、全体的に落ちついた状況であります。

また、学力につきましては、7月4日に東京都の学力テストを行いまして、きょう、自己採点をすることになっていますので、各教員が各学校で採点をして、集計結果は8月の終わりに出ますので、後日、皆様にご報告ができると思います。結果は断言できませんけれども、授業も落ちついて行われている中で、成果は上がっているのではないかと思います。

それから、1つの大きな課題としていつもお話をしているところですけれども、やはり教員が疲れているという状況が見受けられまして、一学期中に退職した者、あるいは病気休職に入った者がおります。本日の午前中も、それらの者の後補充の教員の面接を行ったという実態もありまして、夏休みはとにかくリフレッシュをしていただいて、二学期以降も行事等が多いので、教育委員会事務局が学校を全面的に支えていこうと考えているところです。

3点目の連絡体制についても、校長会、副校長会等で確認をしておりますが、まず、何かありますと、学校と保護者との連絡がすぐにとれるように、体制の確認を必ずしてくださいということをお願いしてあります。同時に、教員間の連絡体制につきましても、再点検をいただいています。旅行届け等も出すようにして、校長は、所属職員がどこにいるかという動静をしっかりと把握できる仕組みをつくっております。

さらに、教育委員会にも迅速に連絡が回るように、こちらの体制も整えているところです。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

それでは、社会教育施設から、夏休み中の対応や連絡体制について、よろしいでしょうか。

宮崎教育総務課長、お願いします。

○【宮崎教育総務課長】 社会教育施設、教育委員会に限らず夏休み中、通常の休日、あるいは夜間における施設管理など、例えば、来館者の関係、学校で言いますと教職員や児童生徒ということで、何かありましたときには、必ず連絡がとれるように携帯電話、それから家の固定電話での連絡網をつくってございまして、まず一時的には、教育長と教育次長とで、調整していただき、教育次長を筆頭に連絡網で連絡が回ります。

なお、現在、建築営繕課に学校施設関係は移管しておりますので、建築営繕課長へは、私から連絡がとれるよう、すべてを網羅した連絡網を整備しておりますので、確実に情報を伝えられますが、場

合によっては教育長に指示をいただきながら対応していくようになってございます。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

では、国体の準備状況について、小林国体推進担当課長、お願いします。

○【小林国体推進担当課長】 昨年11月の下旬に、リハーサル大会を終えてから少し時間が空いたのですけれども、盛り上がりはどうするかということで、今年度につきましては、まず、4月に市長へ表敬訪問をしていただいたロンドンオリンピックの銀メダリストの三宅宏実さんと義行さん親子をお呼びして、スポーツ講演会を、財団と体協の合同で行いました。

そして、PRということで、今年度につきましても、小学校、中学校からお呼びがかかりまして、わずかな時間でしたが、ゆりーとと一緒に行って、ダンスなど踊って、PRに努めてまいりました。

それから、夏ということで各所で盆踊りがあると思いますので、可能な限り参加させていただき、PRに努めてまいりたいと思っております。

また、会場設営ですけれども、リハーサル大会のときの経験を生かして、今、実施本部や式典の控室、あと救護所の形状等を少し修正した青写真が、ほぼ完成しておりますので、今後は、設営業者の選定に移ってまいりたいと思っております。

それから、出店についてですが、現在のところ、出店の申請が6店ありました。リハーサル大会よりも多くのお店に出させていただいて、盛り上げていただきたいと思っております。

リハーサル大会の準備状況と大きく違う点は、企業協賛により力を入れたことで、国立市にあります11の指定企業をお願いしたところ、快くお引き受けいただきまして、今、タオルやうちわ、ティッシュなどと、多くの協賛をいただいております。

また、今、協議をしている企業が数社ありますので、今後もそちらの企業と協力をして、PRに努めてまいりながら、54年ぶりの東京都で開催される記念すべき大会ですので、成功に向けて頑張っていきます。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

多くの企業協賛をいただいているといううれしい報告をいただきました。企業とつながるといことは、地域や社会とつながり、また、社会全体で教育を支えていく基盤を築く一歩であると思っております。期待していますので、よろしく願いいたします。

質問については、よろしいですか。

○【山口委員】 はい。

○【佐藤委員長】 ほかに、いかがでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 私からも、いくつか感想を述べさせていただきます。

まず印象的でしたのが、教育リーダー研修会で、阿久根さんという方がいらっしゃって、講演会をしていただきました。実際に、コーチングという技術を全員にワークショップ形式でさせていただいたので、聞いているだけではなく参加型で、室温が1、2度上がったのではないかとこのほど盛り上がりました。

どのように行っていくかと申しますと、何度も質問を繰り返していくことで、その人自身が、何を一番根底に思っているのかということまで行きつき、その人の中のやる気のスイッチといいますか、

自分にとって一番だったのだというところまで行くと、自立して浮上してくるというスキルのようなものなのですけれども、とにかく大人と大人、子どもと大人もですが、自分の考えを挟んだり、方向づけたりということで、入り込まずに何度も聞いていくというようなことをしました。そのようにしたところ、チーム自体が底上げして、優勝まで行ったという実績もあるということでした。実際に使える、日常で使えるスキルだと思いました。

先ほど、先生方が少しお疲れになっているというお話もあったのですが、コーチングを自分で自分にさせていただいたらどうかと思いました。自分にとって、今、仕事はどうなのだろう、今の状況はどうなのだろう、どうなのだろうと、自分が自分に何度も問いかけていくということも、おそらくできると思います。子どもはそばにいる大人がしてくれるのですけれども、大人は自分でしなないただれもしてくれないかもしれませんので、コーチングを自分自身に使って、少しでも元気になれる先生方がいらっしゃるのであれば、使っていければと思いました。

それから、校長先生方との懇談会を、ことしで2回目でしたがさせていただきました。1校の校長先生は欠席でしたが、10校の校長先生とお話をさせていただきました。ことしはポイントを絞って、あらかじめ書面としていただいていたので、時間内で、充実した話ことができました。

テーマは「校務改善とOJT（人材育成）」ということでしたが、国立市のいいところは、先生全員のお顔がわかるということや、隣の学校でやっていいことはすぐにまねをさせてもらおうなどということが、流動的に、すぐにできるということが、とてもいいところだと思いました。

お話の中で出てきたのですけれども、なぜやるのかなど、目的があってこそその校務改善、人材育成というところがないと、動いていかないということが印象的でしたので、ぜひ、子どもたちも同じですけれど、先生方ご自身にとっても、よりよい場所、関係になってくるといいと思いました。

各学校の校長先生のお話を伺いますと、見えないところで仕掛けをつくったり、少し何年か先を見越して仕掛けていく感じをお聞きできて、校長先生方も、あちらから見たりこちらから見たりして、さまざまな知恵を絞られて、毎日仕事に当たられているのだということがよく伺えました。

それから、施設見学をさせていただいて、普段、市民としていろいろな施設は使わせていただいているのですけれども、裏方を見せていただく機会になりまして、現場の方々が限りある資源の中で、苦肉の策を講じながら、毎日お仕事をしているところや、場面を見せていただきました。これから老朽化などのこともありますので、さまざまな話し合いをさせていただければと思いました。

それから、リハーサル大会写真展にも伺わせていただきました。さまざまな表情がドラマチックに切り取られていて、一芸塾の方々が撮影されたということだったので、一瞬を切り取った写真があって、成功した場面も、失敗した一瞬もよくとられていて、素敵な写真がたくさん並んでました。

今、小林国体推進課長からもPRに力を入れているということでしたが、やるからには、充実した大会になるといいと思っています。ドラマチックな大会を、ぜひ見届けたいと、写真を見て思いました。

それから、学校訪問などもさせていただき、道徳授業で四小に伺わせていただいたのですが、保護者の参加が少ないということが、毎回話題になっているのですが、今回は何と参加者が70名から80名ほどあって、会場もいっぱい、追加で椅子を入れるような感じでした。これについても学校での仕掛けがあって、ホームページへ何気なく「あります」というところから行きたくなるようなお声掛けがあったり、手紙がいたり、時間帯も3時間目に入れてありました。工夫をしていくと、思わ



ぬところで、さまざまなことができるのだということを学ばせていただきました。

講師の方もとても温かい方で、「子どもの心が見えますか」というテーマだったのですけれども、その時間をたくさんの方々と共有して、お話を伺えたような、とても温かい時間を過ごせました。

長くなりましたが、以上です。ありがとうございました。

○【佐藤委員長】 感想をいただきました。

ほかにいかがでしょうか。

是松教育長。

○【是松委員長】 今、城所委員から四小の道徳授業地区公開講座のお話がありましたので、同日、一小でも行われておりまして、たしか私だけが出席しましたので、少し報告をさせていただきます。

一小も、低・中・高学年を、それぞれ1校時ずつに分けて道徳授業を行いまして、1校時に低学年、2校時に中学年、3校時には、先ほど城所委員からもお話があったように、体育館で講演と意見交換会を行って、4校時が5、6年の道徳授業という分けをしておりましたので、一小も保護者の方々を返すことなく、おそらく、四小と同じぐらいの保護者が参加されておりました。当日は、「友情・信頼・助け合い」という同じテーマで、それぞれ低・中・高学年で道徳授業を実施いたしました。第一小学校の37代の校長でありました、今、明星大学教育学部の講師をなさっております岩木晃範先生に、ご講演をいただきました。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございました。

私もいくつか感想を話したいと思います。先ほど一学期の状況で、とても落ちついているという報告をいただきましたけれども、市教委訪問を通して、2つの中学校に伺わせていただいて、生徒が全体的に落ちついて、学校生活を送っていることを感じました。

それから、教師道場で学んだ先生が、「教師道場で学んで一番よかったことは、ほかの人の授業を見る機会を、たくさんいただいたこと」とおっしゃっていました。授業を見て、その授業で何を学び、何を自分に取り込み、どう実践していくかという力が問われると思いますし、それとあわせて子どもたちを魅きつける授業、それから、子どもたちの好奇心を引き出して満足させる授業を多く見る機会を保証するというのも、必要ではないかと思いました。このことは、前々からお話をされていて、授業の関係などで厳しい状況の中、さまざま、努力をいただいていると伺っています。

この後、指導教諭の導入についてのお話もあると思いますので、そのあたりについて、教育指導支援課から、現状とこれからどのように進めていくのかということ、後ほど伺いできればと思います。

それから、道徳授業地区公開講座については、先生方が道徳の授業にとっても前向きで、一生懸命取り組んでいただいていると感じました。一生懸命に取り組む姿勢が、何より大切であると思います。先生が、子どもたちが身近に感じられる資料を選んでいく。選ぶことに心がけていくうちに、クラスの様子や問題点、さらに、子どもたちの行動にこれまで以上に目が向くようになったという声も聞きます。

それぞれの授業には、当然、ねらいとする道徳的価値があって、内容項目があると思います。それに加えて先生方には、子どもたちと心と心が通い合うようなやりとりを進めていただく中で、道徳的価値のその先にあるもの、未来の子どもの姿を見据えて、道徳の授業に取り組んでいただければありがたいと思います。

それから、合同研についてですが、うれしいご感想や報告をいただきました。私も会場に向かう途中、芸小ホールの裏口から大量のマットを運ぶ先生方の姿を見て、とてもありがたく思いました。先生方が授業力を高めるといふ共通の目標を持って力を合わせている姿が、とてもうれしかったです。

また、模擬授業については、導入や展開の工夫、具体的なアドバイスに加えて、演技力でも才能豊かな先生がとても多くて、いろいろ勉強させていただきました。その中で、子ども役の先生が、答えがわかって得意げな表情やわからないつらさ、また、わかっているのに友達に、先に答えを言われた時のくやしきなど、さまざまな表情を伝えていました。そういった子どもの気持ちに気づいたり、受けとめようとするのが、とても大事なことであると思います。

先日、被災地でボランティアをしている方のお話を聞いたのですが、その方たちは、震災の前から虐待やいじめを受けた経験を持つ子や、障害を抱えた子の支援をずっと続けていて、学習支援もしているそうです。社会人や学生が、先生になるわけですが、特徴があって、教える教科の選び方は、自分の不得意教科にするという決まりがあるのだそうです。これについては、判断が分かれるところだと思いますけれども、これにはメリットがあって、わからないつらさ、わからないもどかしさへの共感、それから、わかるまで努力して分かったときの喜びをともにする。これが学習面のみならず、人間関係を築き、大きな支援につながると聞いて、私は、「なるほど」と思いました。ともすると、先生方はとても優秀なので、「どうしてわからないのだろう」という、時として「上から目線」になることもあるのではないかと思います。

合同研に参加して、共感する、また、心の声に耳を傾け、子どもたちに寄り添って、ともに進むことが、授業力・指導力向上のベースではないかということをおもいました。

また、合同研で、講師の先生から、他地域の取り組みを紹介していただきました。その中で、授業中の子ども同士のアドバイスやワークシートを通して、言葉を大切に、言葉を意識させる指導ということをおっしゃっていました。とても大事なことだと思いました。

講師の先生も言われましたが、先生方の一言はとても大きいと思います。子どもの発言に一言添えたり、ねらいと子どもたちの発言を結びつけたり。以前、市教委訪問で、中学校の数学の研究授業があったのですが、取り組んでいる課題が、実は、生活の一場面に共通するものであり、日常生活の中に数学的な思考や、数学的な発想で解決しているものがたくさんあることに気づいたという、生徒の感想がありました。先生方の一言で、子どもたちは、学ぶ楽しさを知っていくのではないかと思います。ぜひ、そのあたりも大切にしていいただければと思います。

質問は、教育指導支援課に、授業を見る機会の保証に関して。それから、森永図書館長と村山給食センター所長にお伺いしたいのですが、森永図書館長には、第二次国立市子ども読書活動推進計画（素案）のパブリックコメントを、7月20日まで募集されたと思います。これから集約する段階だと思いますが、市民の関心の高さがどの程度であったのかというひとつの目安として、どのくらいの意見が集まったのかについて、お伺いできればと思います。

それから、村山給食センター所長には、先週、学期末を迎えましたが、中学の給食で、土用丑の日にちなんで、「ウナギのひつまぶし風どんぶり」を出していただいたと伺いました。近所の子どもたちから、「とてもおいしかった。うなぎを食べられて、びっくりした」という声とともに、区部から転入された保護者の方からは、「こういうこともしていただけるんですね。とても驚きました。」という声も伺いました。

その声を機に、改めてホームページで献立表を見たのですが、虫歯予防デーにちなんで、

「虫歯予防献立」があったり、七夕にちなんだ行事食、それから、学校の設立記念日には、お祝いのお赤飯を出していただいています。また、中学校では、最近、郷土料理を出しているとも伺いました。このような努力や工夫に、感謝申し上げたいと思います。保護者や子どもたちから、実際に、感謝の声や感想が届いていれば、紹介していただきたいと思います。

以上が、質問です。

では、初めに、渡辺教育指導支援課長、お願いします。

○【**渡辺教育指導支援課長**】 教員の授業を見合う機会ということですが、1年目から3年目までの教員は、若手教員研修ということで、年間、数十時間、授業を見合うという管制研修なのですが、意図的に設定されていますので、見ていただいたり、見て助言をもらうというような機会が保証されています。

また、先ほど話題になりました合同研のように、学校を超えて、また、校種を超えて授業を見合う機会も年間で予定をされていて、保証もされています。これに加えて、平成25年度は、各種研究指定を数多く受けているというお話を、以前させていただいております。市内で市の指定校が3校、東京都の言語力向上推進校が1校、理数フロンティア校が2校、スポーツ教育推進校が4校、安全教育推進校が1校、受けております。また、日常的に、授業も含めてお互いに、日常職務を通して研鑽し合うOJT、モデル推進校に、全校が受けていますので、このような研究指定を受ける中で、授業を見合う機会はとても多く保証されていると思います。

さらに、東京都には教員個人として授業スキルをアップさせるさまざまな制度があるのですがけれども、その1つに、東京都教師道場がありまして、自分が専門とする教科の部員になって、他地区まで出向いて行って、先ほど佐藤委員長からお話があったように、同世代の他地区の教員の授業を見合っ

て研鑽を積むという研修に、今年度は9名、国立市から出ております。さらに、この道場を終えた者が、専門性を高めるために、東京都の教育研究員制度というのがありまして、この研究員制度には、7名が出ております。本市のように、小・中学校合わせて11校の規模としては、研究指定も、今、お話しした個別のスキルを高めるためのこのような制度への参加率が、とても高いと思います。これも、学校体制や先生方の研究意欲のあらわれだと考えられます。

以上です。

○【**佐藤委員長**】 ありがとうございます。

それでは、森永図書館長、お願いします。

○【**森永図書館長**】 第二次子ども読書活動推進計画（素案）に対しますパブリックコメントについて、ご報告申し上げます。

パブリックコメントにつきましては、6月21日から7月20日までの1カ月間、市民の方に素案をお示ししまして、ご意見をお伺いしていくということで取り組んできました。図書館のホームページに掲載し、中央図書館ほかの各分室、公民館、情報公開コーナーなどに素案を配置いたしまして、ごらんいただきました。

7月20日の締め切りの時点で、団体の方も含みますが、合計5名の方からパブリックコメントが寄せられました。まだ、細かくは分析しておりませんが、第二次計画をつくるということ、素案の内容につきましては、概ね評価していただいていると見受けられます。

また、細かい点で申しますと、行政として計画をはっきりと作成して、読書活動の推進に努めてほしいということと、それを担う職員や学校の司書教諭の方、それから、学校図書委員の方の研修に努

めてほしいなどのコメントが寄せられております。

これらのパブリックコメントにつきましては、今後、策定委員会の中で検討、集約いたしまして、第二次計画の原案作成に反映させていただきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

では、村山給食センター所長、よろしくお願いいたします。

○【村山給食センター所長】 給食に関します保護者からの声というご質問でございますが、翌日にすぐ電話をいただくということは、なかなかございません。学校に配膳員を配置しておりますので、まずは、配膳員からの学校での様子を、「子どもたちは、きょうは歓声を上げて食べてた」、「職員室では、このような意見だった」というように、毎日、報告ということでいただいております。

保護者の方からの声につきましては、8月を除いて毎月行っております献立作成委員会で、実施献立のご感想とご意見、さらに、翌月の献立についての意見というように、ご指摘をいただいておりますので、その中で、「手づくりの給食は、おいしかった」などと、うれしい言葉をいただいているところでございます。「ウナギのひつまぶし風どんぶり」は、7月分でございますので、9月の献立作成委員会には、ウナギの給食も含めて、ご感想をいただけるのではないかと考えております。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

国立市には、すぐれた授業力、指導力をお持ちの先生方が、数多くいらっしゃると思います。ぜひ、そのような先生方の活用も含めて、前に進めていただければと思います。

それから、子ども読書活動推進計画については、先月、児童生徒の未読書率の話が出ました。ぜひ計画を通して、学校、家庭、地域といった社会全体で、子どもたちの成長を見守り、支えていくといったことをベースにした推進計画ができればと思います。よろしくお願いいたします。

ほかには、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(2) 議案第38号 平成26年度使用国立市特別支援学級教科用図書の採択について

○【佐藤委員長】 それでは、次に移ります。

議案第38号、平成26年度使用国立市特別支援学級教科用図書の採択についてを議題といたします。

それでは、三浦指導担当課長、お願いします。

○【三浦指導担当課長】 国立市特別支援学級教科用図書研究委員会及び審議会の経過について、ご説明をいたします。

国立市立小・中学校の特別支援学級で、平成26年度に使用いたします教科用図書について、国立市特別支援学級教科用図書採択要項に基づき、調査・研究、審議してまいりました。

審議の経過といたしましては、4月の教育委員会定例会でお示しました要項、日程に従い、特別支援学級(固定)の設置交渉に対し審議会委員の推薦依頼をし、6月7日に第1回審議会を開催いたしました。審議会委員につきましては、市内の特別支援学級で直接、児童・生徒を指導していく教員から専門性や経験等を総合的に判断して各学校長より推薦を受けました。

また、特別支援学級設置校では、6月7日から7月1日までの間、校長を委員長、副校長及び特別支援学級担任を委員とする調査研究委員会を設置し、特別支援学級の児童・生徒の実態、保護者の要

望等に応じた教科用図書を調査・研究し、その結果を審議会に報告いただきました。

7月2日の第2回の審議会では、各調査研究委員会からの報告を参考に、国立市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書についての検討、審議をいたしました。さらに、7月11日に第3回審議会を開催し、審議を重ねました。

本日、その結果につきまして、審議会委員長の国立第八小学校の堀越裕之校長からご報告をさせていただきます。

○【佐藤委員長】 それでは、審議結果についての報告をお願いします。

特別支援学級教科用図書審議会委員長の堀越裕之国立市第八小学校長、よろしくお願いいたします。

○【堀越審議会委員長】 特別支援学級教科用図書審議会の委員長を務めました国立市第八小学校長の堀越裕之でございます。

特別支援学級教科用図書審議会では、小学校4校及び中学校2校に設置されている特別支援学級において、平成26年度に使用いたします教科用図書について、国立市特別支援学級教科用図書採択要項に基づき審議してまいりました。

審議の経過といたしましては、各校に設置されました調査研究委員会において、在籍する児童・生徒の実態を考慮して、適切な教科用図書について、調査・研究を進めました。審議会では、各調査委員会からの報告書をもとに、国立市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について、審議してまいりました。その結果につきまして、別紙の一覧表にまとめましたので、ご報告いたします。

本審議会では、特別支援学級に在籍している児童・生徒の障害の多様化、重複化する中で、一人一人の教育的ニーズを十分考慮した教科用図書とするため、検定済み教科書、文部科学省著作本及び附則第9条図書について、審議してまいりました。

検定済み教科書については、特に、児童・生徒の実態に応じて、当該学年用の教科書を使用することが適切でない場合、下学年用の教科書を使用することが適切かどうかについて審議を進めました。あわせて、文部科学省の著作本についても審議をいたしました。

また、附則第9条図書を使用することが適切な場合については、東京都教育委員会が作成した調査・研究資料を参考にしながら、次の2点から慎重に検討いたしました。

まず第1点目は、児童・生徒の発達状況に応じた適切な内容となっているか、という点でございます。具体的には、可能な限り、各領域に関係する内容が偏りなく組み込まれているかどうか、健康的に編集されているかどうか、児童・生徒にとって理解が容易な内容になっているかどうかなどを審議いたしました。

第2点目は、児童・生徒の障害の特性に応じた構成、分量になっているか、という点でございます。具体的には、特に写真や図、表、グラフ、用語の扱い方、製本の仕方や本の大きさ、目次や注記などの表記や表現、使用上の便宜について、審議いたしました。

本審議会では、直接児童・生徒を指導するそれぞれの特別支援学級の担任が中心となって構成されているため、個に応じた指導の充実を図ること、個々の実態に応じた授業を構成していくことを大切に、慎重に審議を尽くしてまいりました。

以上をもちまして、審議会の報告とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 報告をいただきました。ありがとうございました。

特別支援学級教科用図書の選択について、審議会の報告も含めまして、ご質問、ご意見などござい

ましたらお願いします。

城所委員。

○【城所委員】 ありがとうございます。

いただいた資料に、目を通させていただきました。

今、丁寧にご説明もしていただいたのですけれども、同じ学年でも、学校ごとによって違う教科書が選ばれていることがわかりました。1年をかけて、市教委訪問等で各学校見せていただきましたが、障害名としては同じなのかもしれないのですけれども、その子その子にとっての障害の度合いといえますか、普通学級の子どもと比べるとというわけではないのですけれども、おそらく個性的な場面をたくさん見せていただいたので、一番かかわっている先生方が、その子にとって必要なことが必要なように書いてある教科書が選ばれて、採択されているのだという印象を持ちました。

教科書を使うときに、教え込むためのものにならずに、その子が豊かに、幸せに過ごしていくために、今、これを学んでいくという視点で授業が展開されていくことを願っていますので、ぜひ、教科書が生きるような授業をお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

○【佐藤委員長】 ご感想をいただきました。ほかにいかがでしょうか。

質問が1つあるのですけれども、小学校1年生と中学校1年生についてです。発達状況や障害の特性に応じた教科書を選ぶというスタンスで、審議を進めていただいて、例えば、小学校の1年生の場合、例えば、進学を控えて、関係機関と連携をとっていただいた採択なのかということについてです。検定本が多かったですけれども、中には数学や書写等、検定本以外の附則第9条図書を採択して、報告していただいたところもありましたので、補足があれば、お伺いしたいと思います。

堀越審議会委員長、お願いします。

○【堀越審議会委員長】 本来であれば、幼・保との連携という面で、的確な情報をいただく中で選ぶべきですけれども、特に、小学校の1年生については、学力という面での情報というのは、とても少ないです。ですから、検定本を使用する中で、その子の状況をつかみ、そして、適切な補助教材を作成しながら順次取り入れていくという手立てで行っているのが、現状でございます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

状況に応じて、補助教材も使いながら、教科書の中身を教えていただくということと理解します。

ほかにいかがでしょうか。

是松教育長。

○【是松教育長】 堀越委員長、審議会、お疲れさまでした。

堀越委員長の調査・研究部会が八小ですので、参考にお聞かせ願いたいのですけれども、今回、検定本で下学年用の教科書を採用したのは、八小だけだったようなのですが、特に、八小としての教育方針があつてのことなのでしょうか。

○【堀越審議会委員長】 下学年用の教科書を採用したというよりも、個に応じた教科書を選ぶ中で、結果的に下学年用の教科書になったということが、現状でございます。

○【是松教育長】 はい。

○【佐藤委員長】 審議に当たっては、直接指導を行っていただいている先生方が、一人一人の児童・生徒の教育的ニーズを十分考慮して進めていただいたというお話がありました。

ほかにご質問、ご意見などありますか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入ります。

皆様、ご異議がないようですので、審議結果報告のとおり採択してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、議案第38号、平成26年度使用国立市特別支援学級教科用図書の採択については、審議会の審議結果報告のとおり採択をいたしました。

堀越校長先生を初め、調査研究委員会の先生方、審議会委員の先生方におかれましては、熱心なご審議を行っていただきまして、ありがとうございました。

○【堀越審議会委員長】 ありがとうございました。

○【是松教育長】 お疲れさまでした。



○議題(3) その他報告事項1) インクルーシブシステム構築モデル事業について

○【佐藤委員長】 それでは、次に移ります。

その他報告事項1、インクルーシブ教育システム構築モデル事業について、三浦指導担当課長、お願いします。

○【三浦指導担当課長】 それでは、インクルーシブ教育システム構築モデル事業について、説明いたします。配付いたしました、A4版2枚の資料をごらんください。

インクルーシブ教育システム構築モデル事業につきましては、文部科学省が平成25年度から平成27年度までの3カ年、各学校の設置者及び学校が、障害のある子どもに対して、その状況に応じて提供する合理的配慮の実践事例の収集、交流及び共同学習の実施、域内の教育資源の組み合わせ、スクールクラスターを活用した取り組みの実践研究を行い、その成果を普及することを目的として実施されるものです。

国立市教育委員会といたしまして、平成25年3月に文部科学省に事業応募し、5月20日に採択する旨の結果通知をいただいております。

採択いただきました理由として、1つ目が、各校に配置されているスマイリースタッフと統括するブロックリーダーが密接に連携して、ニーズに応じた支援を実践していること。

2つ目として、スクールクラスターとして、学校間の特色を生かした相互支援体制づくりを推進していることが挙げられております。

インクルーシブ教育システム構築モデル事業では、現行の特別支援教育推進の枠組みである、児童・生徒の教育的ニーズに応じた学びの場である通常の学級、特別支援学級の通級、特別支援学級の固定、都立特別支援学校の制度は維持したまま、個別の教育的ニーズに応じて、可能な限り、障害者である児童及び生徒が、障害者でない児童及び生徒とともに教育を受けられるような合理的配慮を検討していきます。

取り組みの詳細につきましては、配付いたしました資料の2枚目をご参照ください。本日は、時間の関係もごさいますので、説明は割愛させていただきます。

本モデル事業を推進することで、国立市立小・中学校に通う障害のある児童・生徒も、障害のない児童・生徒も、ともに成長していけるよう、3カ年の本事業を推進してまいります。

説明は、以上になります。

○【佐藤委員長】 ありがとうございました。ご質問、ご意見などございますか。

山口議員。

○【山口委員】 国立市らしい取り組みに手を挙げられて、指定を受けたことはとても喜ばしいことだと思います。ただし、絶対に難しさも知っていくという中で、先ほどの教科書の採択も同じですけど、個々の実態に応じたということで、どういう状況かということは1つ1つ違うと思うのですが、ぜひ、子どもたちにとって、障害があるなしではなく、ともに同じ場で教育受けられる機会がふえるということのメリットは、とても大きいと思いますので、困難はありつつも、可能な限り、行えるような方向をつくっていただければと思います。

それから、支援センターもできて、支援センターとの動きとも軌を一にしての方向性で、国立市自体が動いていると思うのですけれども、子ども自身への細かな配慮ができて、さまざまな状況の人たちも、ともに同じ場において生活ができるようにする。障害があってもなくてもともにという国立の基本理念であると思うのですけれども、まさに、この教育の場でもできるようにしましょうということですので、注目しながら、ぜひ、私も応援できるところは応援していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 先日も、詳しく説明していただきました。

以前いただいた資料にもありましたが、山口委員がおっしゃられた、コンパクトな市の中で、とてもたくさんの方が行われていて、支援センターができたり、教育センターがあったりと、それぞれが連携していけば、さまざまなことができる可能性を秘めた研究をさせていただけるのだと思いました。

今、山口委員もおっしゃったように、大人も含めて、すべての子どもたちが相互に学び合える機会になると思います。

日ごろからどのようなことができるか、私たちも発想を豊かにすれば、いろいろなことが可能な限りできるのではないかと思いますので、私もできるところで、ぜひお手伝いさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。ほかには、いかがでしょうか。

確認と質問があるのですけれども、確認は、今、説明をいただいて、特別支援教育に関しては、現行の枠組みや制度、それから、場に変更はないという中で、教育資源の組み合わせを活用しながら、どのような配慮ができるのか、検討を進めていくという理解で、よろしいでしょうかということです。

お伺いしたことは、事業開始が今年の10月からということで、10月を目指してどのようなことに重点を置いて、準備を進めていくのでしょうかということをお話しいただきたいと思います。

三浦指導担当課長、お願いします。

○【三浦指導担当課長】 1点目の確認事項につきましては、お話をいただいたとおり、現行の枠はそのままで、合理的配慮をすることによって、特別支援学級、例えば、固定学級にいる児童・生徒が、通常の学級での学びに参加できるように、どのような合理的配慮が必要なのか、どのように配慮をすることによってできるのかということを検討していくというモデル事業であります。

それから、2点目の10月に向けての準備ですが、まず一番は、実施主体であります学校の理解をしっかり得ることと考えております。このことについては、定例の校長会や副校長会で、管理職に対し



ても説明をしておりますし、また、今後、各学校の特別支援教育の推進の中心となりますコーディネーターを集める会がございますので、そちらの会でも、モデル事業の内容をしっかりと周知していきたいと考えております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

インクルーシブ教育システム構築モデル事業という、文科省にとっても大きな事業となると思いますけれども、こちらを国立市で受けることができたということについては、今年度、統括指導主事を配置できたこと、それから、学校支援センターを設置できたことが非常に大きいと思います。この2つについては、市長を初め、市長部局の方々、また、ご理解をいただいた市議会に、心から感謝したいと思います。

それから、少し話が外れるかもしれませんが、指導主事の先生方には、毎日、膨大な量のお仕事をこなしていただいています。また、学校と保護者、さらに、学校と子どもたちの信頼を深め、安心感を得るために、さまざまな陰の努力を続けていただいていると思っています。

普段、お仕事がなかなか目に見えない、縁の下の力持ち的存在の立場ではないかと思えますけれども、地教行法にも明記してある極めて専門性の高い大事な職責であると思います。これからも、お体に気をつけていただいて、専門性、指導力を高めていただき、国立市の教育に力をいただければと思いますので、この場をかりて、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに、インクルーシブ教育システム構築モデル事業については、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(4) 議案第39号 平成25年度教育費(9月)補正予算案の提出について

○【佐藤委員長】 ないようでしたら、次に移ります。

議案第39号、平成25年度教育費(9月)補正予算案の提出についてを議題といたします。

宮崎教育総務課長、お願いします。

○【宮崎教育総務課長】 議案第39号、平成25年度教育費(9月)補正予算案の提出について、ご説明いたします。

本議案は、9月に開催されます市議会第3回定例会に補正予算案を提出するため提案するものでございます。

1ページをお開きください。横版の資料になってございます。

初めに歳入です。款13国庫支出金、項3委託金、目4教育費委託金、節1教育費委託金につきまして、1,188万9,000円を新たに計上するものです。こちらは、先ほど報告がありました文部科学省のインクルーシブ教育システム構築モデル事業に当市が指定されたことに伴い、10分の10の補助率で委託金が交付されるものです。内容については、歳出で触れさせていただきます。

続きまして、款19諸収入、項4雑入、目2雑入、節2雑入につきまして、1,307万7,000円を増額するものです。こちらは平成24年度分の文化スポーツ振興財団関連の指定管理料の精算金、856万6,000円のほか、補助金及び委託料のそれぞれの精算金でございます。

歳入につきましては、以上、合計2,496万6,000円を増額するものです。

2ページをお開きください。款10教育費の歳出です。項1教育総務費、目3教育指導費、事務事業、インクルーシブ教育システム構築モデル事業嘱託員報酬について、節1報酬では、10月から3月の間、

スマイリースタッフ4人を増員するための指導員報酬として、532万3,000円のほか、スクールクラスター指定地域を訪問し、情報交流を行うため、普通旅費として2万円、こちらは東京近郊の神奈川県藤沢市、そして茨城県守谷市を予定しています。また、特別旅費として、新潟県上越市、兵庫県の芦屋市と伊丹市を訪問するため、30万円を計上してございます。

事務事業、インクルーシブ教育システム構築モデル事業に係る経費につきましては、スーパーバイズ及び指導員向け研修会講師謝礼のための節8報償費、192万円。こちらはまず、臨床心理士を週1回、スマイリースタッフの会議に出席していただくスーパーバイズの費用として、また、スマイリースタッフのブロックリーダー3人に対し、関係職員への個別ケースについての指導等の研修会講師謝礼として、計上をしてございます。その他、節18、備品購入費、330万円のほか、事業に関連し必要な経費を計上しております。当該モデル事業に関する歳出の合計は、1,188万9,000円であり、こちらは、歳入で説明いたしました国庫支出金の教育費委託金と同額になっております。

次に、事務事業、外部指導者等人材活用事業に係る経費、節8報償費では、中学校におけるいじめ防止プログラム講師謝礼として、34万8,000円を計上しております。

内容としましては、まず第1学年の全生徒を対象に、いじめについての共通認識を持つための講演会1回、ワークショップをクラスごとに4回行います。その後、希望する10名程度の生徒に対し全8回のスクールバディになるためのトレーニングを行い、トレーニングを卒業した生徒は来年度以降、スクールバディとして活動をしていただきます。

歳出につきましては、以上、合計1,223万7,000円を増額するものです。

平成25年度教育費（9月）補正予算案の内容は、以上のとおりです。よろしくご審査のほど、お願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございますか。

説明をいただいた備品購入費の中の視聴覚教材、教具については、効果が期待されていると思います。さまざまな情報を精査していただいて、現場の声も聞きながら進めていただければと思います。

それから、研修会の講師の先生、指導員など、人に係る予算も大きいと思います、特に、特別支援教育指導員の4名増員ということに関して、採用のめどはいかがなのでしょう。

三浦指導担当課長、お願いします。

○【三浦指導担当課長】 先日、6月の補正予算で措置した第五小学校の特別支援学級の指導補助員を募集したところ、1名の募集に対して9名の方に応募いただいております。ですので、今回の4名につきましても、募集をすれば、応募いただけるという見通ししております。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。よろしくお願いします。

ほかに、ご質問、ご意見などございますか。

城所委員。

○【城所委員】 歳出の一番下のいじめ防止プログラムなのですが、こちらは、市内の中学校全校で行うのでしょうか。

○【佐藤委員長】 渡辺教育指導支援課長、お願いします。

○【渡辺教育指導支援課長】 今年度は、市内の1中学校で、スタートさせてまいります。

教育長報告の中にありましたように、いじめ問題については、国を挙げて、これから、さまざまな取り組みの指針が出され、各自治体が具体的な取り組みを進めていくことになると思いますが、その先駆けの取り組みの1つになると思っています。モデルケースにしながらか検証をし、広げていきたい

という見通しで、今、計画を立てているところです。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【城所委員】 はい。

○【佐藤委員長】 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第39号、平成25年度教育費（9月）補正予算案の提出については、可決といたします。



○議題（5） 議案第40号 平成24年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書について

○【佐藤委員長】 続いて、議案第40号、平成24年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書についてを議題といたします。

宮崎教育総務課長、お願いします。

○【宮崎教育総務課長】 それでは、議案第40号、平成24年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書について、ご説明いたします。

この教育委員会活動の点検・評価報告書は、平成19年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会が効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくために毎年、みずからの権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務づけられたもので、今回の報告書で6回目の作成となるものです。

報告書作成に当たりましては、これまでいただいたご意見等を踏まえ、その都度改善を図り、報告書の形態が固まってきてございます。各章の取り組み項目の報告形態については、目的、目標、現状、実施状況、達成度評価、今後の課題となっております。

今回の報告書の変更点としては、各取り組みごとの評価を踏まえ、教育委員会活動全体を通しての見解を国立市教育委員会活動の評価としてまとめ、記載しています。

また、AからDの4段階の評価指標は、前回、平成23年度分評価に当たり、整理したところですが、今回、さらにその判定における2通りの考え方のうち、どちらが該当するか、明確にわかるように、A（1）、A（2）というように、記載するよういたしました。

それでは、お手元の報告書により説明いたします。表紙をおめくりいただき、右側のページをごらんください。こちらが、先ほど申しました教育委員会活動全体を通しての評価、見解です。平成24年度の教育委員会活動は、全体としては向上したものと考えている旨を記載してございます。

1枚おめくりいただき、右側のページの表をごらんください。評価指標はAからDの4段階とし、昨年度までの状況において、既に一定の水準に達している。あるいは、一定の成果が上がっている場合を（1）、そうでない場合を（2）とし、当該年度の取り組みの進捗状況や課題の解決、発生の状況、成果の度合いにより、評価するものとしています。

1枚おめくりいただき、右側の目次のページをごらんください。第一章、教育委員会活動から第七章、点検・評価に関する意見についてまでの構成については、これまでと同様となっております。

具体的な記載です。3ページをお開きください。第1章では、教育委員会活動について、定例会の開催状況などを記載し、ご紹介してございます。16ページからの第二章は、学校教育活動の取り組みです。17ページには、2の特別支援教育等の充実の③に、第二中学校に、本市中学校で初の通級指導学級を開設した旨、ゴシック太字で記載しています。

このように、各取り組みの現状、実施状況の記載中、これまでの課題が改善された項目、新たに実施した項目、重要な取り組み項目等の記載については、昨年度と同様、引き続き字体をかえ、お読みいただく際に目にとまるようにしております。

30ページをお開きください。学校施設環境整備における重要な取り組みとして、小学校全校において、エアコンの設置工事を実施、完了いたしました。

32ページからの第三章は、学校給食の取り組みです。

35ページをお開きください。安全な学校給食の提供への取り組みとして、⑤放射能への対応を引き続きしっかりと行ったほか、⑥食物アレルギーへの対応として、学校、保護者との連携体制の構築を図りました。

39ページからの第四章は、生涯学習活動の取り組みです。

43ページをお開きください。文化財保存の取り組みとして、緑川東遺跡で検出された大型石棒は、全国的に類を見ないもので、話題となりました。その旨、記載してございます。

47ページをお開きください。社会体育推進の取り組みでは、3、スポーツ祭東京2013について、(4)11月21日から5日間、リハーサル大会を実施いたしました。また、7月21日から8月5日の間、国立市体育協会と連携し、主幹事として、市町村総合体育大会を実施いたしました。

49ページからの第五章は、公民館活動の取り組みです。

50ページの下段をごらん下さい。親子関連講座や平和講座など、さまざまな学習の場を設けました。

58ページからの第六章は、図書館活動の取り組みです。

62ページをお開きください。4のYAヤングアダルトサービス事業では、10代の若者がスタッフとして企画に参加し、講演会の実施や一橋大学学生サークルとのコラボレーションによるYAコーナー展示準備などを行いました。

66ページをお開きください。第七章では、点検・評価に関するご意見を3名の学識経験者の先生よりいただいております。昨年度と同様に、帝京大学大学院教授の中田正弘先生、一橋大学大学院教授の只野雅人先生、東京女子体育大学准教授の早瀬健介先生にお願いをいたしました。

説明は、以上でございます。

今後、報告書の文言、字句等については若干の調整をさせていただくことがあるかと思っておりますので、ご了承ください。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

山口委員。

○【山口委員】 評価の基準もわかりやすくしていただいて、よかったですと思います。先ほど、点検・評価に対する学識経験の方のご意見を見て、概ねいい評価を得られているのだと思いました。点検・評価をやること自体、続けていくことが大切であるということと、できれば、初めて見た市民の方にもわかりやすいようにと、書いてあることも、かなりわかりやすくなっているですけれども、そのあたりの工夫は、次年度のことですが今後も必要であると思っています。

お疲れさまでございました。

○【佐藤委員長】 ご質問、ご意見など、ほかにいかがでしょうか。

まず教育委員会活動の点検・評価報告書をまとめていただいた事務局の皆様には感謝したいと思えます。よくまとめていただきまして、ありがとうございます。各課について申し上げますと、長くなりますので、学校教育に限って、2つ意見を申し上げます。

1つは、20ページの下の各種支援員の配置による学校支援のところですが、どのような学校支援が、どの程度行われているのかということが、ひと目でわかるように記載していただいて、とてもよかったですと思います。学校現場や各施設へ伺うたびに、人的支援の必要性を感じていますし、非常に効果が上がっているという話も伺っています。

こちらの人的支援に関しては、最低ラインとして現状維持に努めるとともに、さらに増員をしていくために市長部局への働きかけが不可欠だと思います。それと同時に、きょうの教育長報告の中に、合同研や教育リーダー研修がありましたけれども、教育委員会として、各種研修会を設置、実施し、取り組みを進め、努力しているということ、市長部局を初め、関係者にも理解をいただくように努めること、さらに、研修などの質を高めていく取り組みも、必要ではないかということも考えました。

それから、もう1点は、点検・評価について、意見をいただいた只野先生のコメントについてです。67ページ、最後の段落のところですが、「最後に、昨年度も指摘したことであるが、教員をはじめとする現場の職員の労働条件や労働環境への適切な配慮も必要であるように思われる」と、さまざま書いていただいています。労働条件、労働環境を変えることは、市の取り組みだけでは難しい部分が多いですけれども、先日、校長会との懇談を通して、校務改善の必要性や課題を共有することができたのではないかと思います。

校務改善については、各学校で具体的な取り組みを着実に進めていただいています。そうした取り組みも、市民の方、保護者の方に、ご理解いただければと思いますので、次年度から、そういった内容も含めて、報告書をまとめていただけたらいいのではないかと思います。感想として持ちました。

以上です。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

城所委員、お願いします。

○【城所委員】 感想ですが、6月に手元にいただいた報告書と、一度、全部比較して見せていただきました。文章等はまとめられていて、とても読みやすくなっていると思いました。

それから、一番最後のページに、評価の一覧表があるのですが、Bの(1)がBの(2)になっていたり、多少の細かい動きがあり、調整があったのかと思いました。表現自体が変わっていませんが、評価の数字が動いていたので、まとめられる中で再度検討して、最終的にこちらに落ちついたのだと理解して、よろしいでしょうか。

○【佐藤委員長】 宮崎教育総務課長。

○【宮崎教育総務課長】 基本的に、A、B、C、Dという4段階評価は、動かしてはございません。

(1)、(2)のどちらに該当するかという、難しい判断がございまして、例えば、施設管理面で申しますと、現状水準をよしととらえるのか、それともまだ足りないところがあるととらえるのかの判断など、老朽化が進んでいる中での努力をどう評価するのかということがございます。学校施設、公民館、図書館は、もともとの評価で(1)と(2)が違っているところがあったので、統一を図らせていただきたきました。それ以外の評価については、大きな変化はございませんで、表現などといったところについては、少し整理をさせていただきました。

以上です。

○【城所委員】 はい。ありがとうございます。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

○【城所委員】 もう1つあります。

まとめていただくのには、かなりの労力を使われていると思うのですが、只野先生も書かれているのですが、何のためにこれをまとめるのかというところが、おそらく、次年度に向けてと書かれていると思います。まとめて終わりというのは、とてももったいないと思います。行ったことの中から、次年度にむけていくところが、おのずと浮上してくると思いますので、次の形になっていくように、つなげていければいいと思いました。

お疲れさまでした。

○【佐藤委員長】 さまざまな感想をいただきました。

○【嵐山委員】 よくまとめられました。お疲れさまでした。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。

宮崎教育総務課長からの説明にもありましたけれども、国立市教育委員会活動の評価については、平成24年度において、全体として向上したと言えると思います。向上しているときだからこそ、さらに向上させる土台を築いていくことが大切ではないかと思います。これからもできることを1つ1つ、着実に形にしていきたいと思います。

ほかに、ご感想、ご質問は、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第40号、平成24年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書については、可決といたします。



○議題(6) 議案第41号 国立市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について

○【佐藤委員長】 続いて、議案第41号、国立市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

渡辺教育指導支援課長、お願いします。

○【渡辺教育指導支援課長】 それでは、議案第41号、国立市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、ご説明申し上げます。

平成18年に学校教育法第37条第2項に、指導教諭を置くことができるという規定がなされました。このたび、東京都がこれを受けまして、平成25年4月1日から各学校に、指導教諭を置くことができるということを定めましたので、これに準じまして、本市におきましても、平成26年4月1日から国立市立学校に指導教諭を置くことができるようにするため、規則の一部を改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、具体的にご説明申し上げます。

第8条の次に、次の1条を加えることになります。

(指導教諭)

第8条の2、小中学校に指導教諭を置くことができる。

2、指導教諭は、児童または生徒の教育をつかさどり、ならびに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善および充実のために必要な指導および助言を行う、ということになります。

次のページに、従来の規則との対照表がございますので、ご参考にしていただければと思います。説明は、以上でございます。

○【佐藤委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございますか。

城所委員。

○【城所委員】 もう少し説明をしていただきたいと思います。

主任、主幹はわかるのですが、指導教諭となると、具体的に担任を持たれたりなどして、一般の先生方と一緒にされるのでしょうか。それとも別枠なののでしょうか。そのあたりについて、もう少し教えてください。

○【佐藤委員長】 渡辺教育指導支援課長。

○【渡辺教育指導支援課長】 現在、教員の中には、6つの職層がありまして、今回、指導教諭は4級職という職層に位置づけられます。従来の主幹教諭と同じ職層になるととらえていただければと思います。

指導教諭の目的ですが、先ほど来話題になっていますように、ベテラン教員の持つ指導の経験やノウハウ等を、若手教員、中堅教員に伝承し、指導力の向上を図る施策の一環としても考えられています。そのため、抜群の専門性とすぐれた指導力を持つ教員を選抜しまして、指導教諭に充ててまいります。具体的には、100人から130人に1人、その教科の専門性を有する者ということで、今、平成26年度の採用に向けて、選抜を行っているところであります。

実際に、指導教諭になりますと、日常の校務に当たりながら、専門の授業を公開したり、あるいは、要請に応じて学校訪問をして、モデル事業を見たり、モデル事業を提供して、指導・助言をするという職務に当たることになります。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

○【城所委員】 はい。

○【佐藤委員長】 山口委員。

○【山口委員】 例えば、今の国立市の状況ですと、想定されるような状況というのはどのようにあるのでしょうか。

今、主幹教諭や主任教諭がいらして、また、教科ごとの主任教諭もいらっしゃいますが、そのあたりのところとは、実際にどのように整理されるのでしょうか。

○【佐藤委員長】 渡辺教育指導支援課長。

○【渡辺教育指導支援課長】 こちらの指導教諭の導入に関しましては、今、山口委員のご指摘のとおり、既にさまざまなシステムがある中に、新たにニーズがあって、入れていくものですが、事務手続的には難しさがありまして、指導教諭に任命していく全体像は、東京都の中で決められております。

今年度の選考については、平成26年度に、ある一定の教科と一定の数が示されております。その数に対して、行政的に分かれている11ブロックごとに、例えば、国語であれば2名、算数であれば2名、英語であれば2名というように、目途数が示されております。その目途数に基づきながら、ブロックごとの室課長等が集まって、条件を満たす教員がそのブロック内の学校にいるかどうかという吟味をいたします。また、このことについては、各教員にも周知をしていますので、「我こそは」と考える

教員が、自主的に手を上げる中で、学校と教員と、そして行政とが、100人から130人の専門性のあるも者に匹敵するかどうかということを選考しまして、決めていくことになります。

本市の今年度の状況ですが、順当にいけば、1名推薦させていただきそうです。

○【山口委員】 小中それぞれですか。

○【渡辺教育指導支援課長】 小中合わせて、1名ということで考えております。

○【山口委員】 主幹教諭の方や主任教諭の方がなるという流れはあるのでしょうか。

○【渡辺教育指導支援課長】 主幹教諭から指導教諭になるラインもありますし、主任教諭から指導教諭になるラインもあります。

○【嵐山委員】 主幹教諭と指導教諭との兼任は、ないのですか。

○【渡辺教育指導支援課長】 主幹教諭と指導教諭の兼任はありませんが、指導教諭というのは、先ほどお話をさせていただいたように、他の教諭に対する教科指導のプロパーとしての職になります。学校運営のプロパーとしての職とは目的が異なりますので、兼任はないのですが、校内の仕組みとしては、教務主任や生活指導主任、保健安全主任といった主任がありますので、これらの主任制度との兼務はあります。

○【佐藤委員長】 事務手続上、難しさがあるというお話があつて、仕組みとしても理解するにはやや難しいところがあると思います。しかし、目的を伺いますと、ベテランの先生の指導の経験やノウハウを伝承するなど、人材育成や指導力の向上に、大きな力になるのではないかと、期待を持っています。

小中合わせて1名ということで、非常に限られた人数に少し驚いたのですが、任用体系として、指導教諭は、自校、他校教員への指導、助言を行う職務であるということを、事前に資料としていただきました。今、ブロックというお話があったので、他校教員への指導、助言に関しての状況については、どのように理解すればよろしいのでしょうか。

渡辺教育指導支援課長。

○【渡辺教育指導支援課長】 今、ブロック内での選抜という話をさせていただきましたので、仮に、本市で国語の指導教諭がない場合で、例えば、国分寺市から指導教諭が選考されて位置づけられた場合は、その国分寺市の指導教諭の授業を本市の国語の教員が見に行ったり、逆に、本市にその先生をお招きして、モデル授業をしていただいて学ぶというように、ブロックの中ですべての教科がカバーされるように、何年間かにわたって位置づけていくという計画で、今、進めているところです。

○【佐藤委員長】 はい。わかりました。

○【嵐山委員】 簡単に言いますと、副校長の下で、主幹教諭の上ということですか。

○【渡辺教育指導支援課長】 管理職ではありませんので、当然、校長、副校長の管理のもとで、今申し上げましたように、他校からの依頼があれば、校長の出張命令のもとに他校に出向いて行って、他校の教員の指導に当たります。あるいは、国立の当該校で、「きょうはその指導教諭がこういう授業をしますので、参観に来てください」という案内を、ブロック内の学校すべてにして、先生方が学びに来るといような図をえがいています。

○【嵐山委員】 選考は、どうやって決めるのですか。

○【渡辺教育指導支援課長】 既に授業のプロパーですので、まずは、授業力が特に高いかどうかを、私たち指導主事が授業観察に伺い、まずその適性を、参考資料として見きわめさせていただいて、その上で、校長推薦が教育委員会に上がり、選考対象になり、当局が選考をしてみたいです。



- 【嵐山委員】 主幹教諭は、そういうことではないのですか。
- 【渡辺教育指導支援課長】 はい。主幹教諭は、先ほども申し上げましたように、校長、副校長に続く学校の校務運営の中核となる立場の者ですので、特に、校内の人材育成や校務改善、OJTということに、主たる働きをするとお考えいただければと思います。
- 【嵐山委員】 わかりました。
- 【佐藤委員長】 山口委員。
- 【山口委員】 東京都の他の地域では、既に始まっているのでしょうか。
- 【渡辺教育指導支援課長】 東京都におきましては、平成25年度から都立高校で始めております。それを1つのモデルにしながら、来年度は義務教育でも実施していくという流れになってはいますが、都立高校と義務教育とでは、かなり教員の勤務体系も異なりますし、専門性の問題も異なりますので、今、全都の室課長等が想定できる課題を考え、解決しながら、この制度が目的どおりに、すべての教員の授業力向上に資するように、調整を図っています。
- 【佐藤委員長】 城所委員。
- 【城所委員】 指導教諭になられると、出張に行ったり、学校を抜けたりと、さまざま用事が発生すると思うのですが、例えば、担任を持っていると、抜けた穴をどなたかがカバーするのでしょうか。おそらく、主幹の先生などは組まれてるということを知ったことがあるのですが、そういうことは学校任せになってしまうのですか。それとも、もともと、業務を減らすということなどはあるのでしょうか。
- 【渡辺教育指導支援課長】 そのあたりの運用につきましても、これからの課題として検討していきたい、この趣旨が達成できるように、さまざまな条件整備についても、各市教委からも都教委に発信をしていきたいと考えています。
- 【佐藤委員長】 先ほど職層が6つというお話があって、職層がふえていくイメージがとても強いと思うのですが、渡辺教育指導支援課長がおっしゃった本来の趣旨を踏まえて、とにかく前向きに活用を考えていくことが大事だと思います。
- 現場の先生方は、こうした新しい職層や指導教諭の導入に関しては、どのようにとらえているのでしょうか。
- 渡辺教育指導支援課長。
- 【渡辺教育指導支援課長】 今までお話ししたことを、簡単に申しますと、授業のプロパーを現場に残しながら、授業技術を伝承していく存在が必要であるという考え方に立っていますので、校長、副校長のように学校経営に力点を置かず、研究授業の上手な先生が現場に残っているというラインを保証するととらえていただければと思います。教員の中には、「その道で頑張っていきたい」と意欲を燃やしている教員もおります。
- 【嵐山委員】 最後に感想を言いますと、先生が少ない国立市の場合は、ベテランの先生が定年等で辞められて、若い先生が多くなったときに、このような指導教諭がおられると、有効だと思います。
- 【渡辺教育指導支援課長】 はい。本当にうまく機能していけばいいと思います。
- 【佐藤委員長】 ほかにはよろしいでしょうか。
- (「はい」と呼ぶ者あり)
- 【佐藤委員長】 それでは、採決に入りたいと思います。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第41号、国立市立学校の管理・運営に関する規則の一部を改正する規則案については、可決いたします。



○議題(7) 議案第42号 国立市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する訓令案について

○【佐藤委員長】 続いて、議案第42号、国立市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する訓令案についてを議題といたします。

宮崎教育総務課長、お願いします。

○【宮崎教育総務課長】 議案第42号、国立市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する訓令案について、ご説明いたします。

これは文部科学省の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正により、特別支援教育就学奨励費の支給対象者が拡大されたことに伴い、要綱の一部を改正するものです。

2枚おめくりいただき、新旧対照表をごらんください。第1条趣旨及び第2条対象者の改正では、これまでの特別支援学級に在籍する児童生徒、または通級指導学級に通級している児童の保護者に加え、特別支援学校に通学することが望ましい障害の程度に該当し、実際は、普通学級、通常学級に在籍している児童生徒の保護者を対象に加えております。

6分の4ページをお開きください。付則では、公布の日から施行し、平成25年5月15日から適用するものとしています。こちらは国の要綱の改正に合わせたものとなっております。

別表では、第2条の改正で追加した保護者を、認定就学保護者として、奨励費の項目等の表の整理をしています。

その他、添付いたしました様式等については、一部文言整理をさせていただいております。

なお、実際、今回のこの要綱改正により、支給の対象として見込まれる者は、今のところ、現実的にはないと考えてございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

山口委員。

○【山口委員】 この要綱が改正された意図は、国のほうでは何かあるのだと思います。認定されればということですから、認定されるためには何かを続けなければいけないということになるのか、そのあたりのことがもしわかりましたら、お答えいただきたいのですが。

○【佐藤委員長】 宮崎教育総務課長。

○【宮崎教育総務課長】 基本的には、障害のあるお子さん等は、就学するに当たっては、就学相談をされまして、支援学校に行くべきか、特別支援学級に行くべきか、普通学級でよろしいのかと、そういったご相談をきちんとされた上で、入学されているのですが、保護者の方の希望の中で、特別支援学校に行くべき障害がある状況なのですけれども、どうしても普通学級に通わせたいということが生じたときに、普通学級に行ってるがゆえに、奨励費補助金がいただけないという状況になるので、もらえるように改正しましょうということが、国の意図であると思います。

現実的に、特別支援学校に行くべき障害にある子どもが、一般の普通学級に通っているということ

は、通常、あり得ないと考えてございます。もし、通われたとしても難しいと思いますので、実際は、特別支援学級に通うことになるかと考えてございます。

○【佐藤委員長】 先ほど、この改正によって、支給対象者がかわることはないというお話をいただきましたが、変更の中でもう1つ、学用品費に加えて、通学用品費というのが加わっておりますけども、このあたりについては、保護者に、何かお伝えするような必要があるのでしょうか。

○【宮崎教育総務課長】 こちらの通学用品具については、今回の改正で追加されたのではなくて、従来からございました。ただし、国の要綱に基づいて支給とはしているのですが、市の要綱上、表現が漏れていたもので、今回、文言整理等の中で、あわせて改正させていただきました。

○【佐藤委員長】 了解いたしました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第42号、国立市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する訓令案については、可決といたします。



○議題(8) 議案第43号 国立市立小・中学校心身障害学級指導補助員取扱要綱の一部を改正する訓令案について

○【佐藤委員長】 続いて、議案第43号、国立市立小・中学校心身障害学級指導補助員取扱要綱の一部を改正する訓令案についてを議題といたします。

三浦指導担当課長、お願いします。

○【三浦指導担当課長】 議案第43号、国立市立小・中学校心身障害学級指導補助員取扱要綱の一部を改正する訓令案について、ご説明いたします。

先ほど、インクルーシブ教育システム構築モデル事業の中でご説明申し上げたとおり、特別支援学級の固定学級に在籍している児童生徒が、通常の学級との交流及び共同学習を推進していくことが強く求められているところであります。

現在、国立市立小・中学校の特別支援学級には、指導補助員を配置しております。この指導補助員の職務として、交流及び共同学習の支援にあたることを加えるために、要綱の一部を改正するものであります。

また、要綱の題名が、旧来の心身障害学級という表記になっておりましたので、今回の改正に伴って、特別支援学級と、あわせて改正をさせていただくものであります。

以上であります。

○【佐藤委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございますか。

説明をいただいて、補助員の方の職務が、さらに明確になったという話をいただきました。お話にもありましたけれども、現状でできることや必要なことを考えて、前に進めたということは、インクルーシブ教育システム構築モデル事業を受けた効果のあらわれではないかと思えます。早々に進めていただいて、ありがとうございます。

1つ質問なのですが、資格条件の変更ということがあります。これによって、従来の体制に影響が出るということはあるのでしょうか。

三浦指導担当課長。

○【三浦指導担当課長】 こちらに関しましては、ここ数年、特別支援学級の指導補助員として募集をさせていただき段階で、要件にあります保育士または教員ということではなく、小学校または中学校の教員免許状を有する者ということで、募集をさせていただいておりますので、こちらについては、大きな変更はございません。

○【佐藤委員長】 はい。わかりました。ありがとうございます。

ほかに、ご質問、ご意見など、いかがでしょうか。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 それでは、保育士はなれないのですか。

○【佐藤委員長】 三浦指導担当課長。

○【三浦指導担当課長】 はい。現在、小・中学校の特別支援学級での指導をいただいております者は教員免許を有する者です。また、学校からの要望もあり、教員免許を有する者ということで、募集をさせていただいております。

○【嵐山委員】 はい。わかりました。

○【佐藤委員長】 城所委員。

○【城所委員】 第4条の(1)なのですが、改正前が、「児童及び生徒の指導補助」で、改正後は、「教員の指導補助」とかわるのですが、現場での混乱はないのでしょうか。また、整理をされて、この方たちはお仕事されているのかどうかということをお伺いしたいのですが。

○【佐藤委員長】 三浦指導担当課長。

○【三浦指導担当課長】 こちらについても、現状に合わせた文言整理というところでありまして。指導補助員は、直接的には児童生徒の補助に当たっておりますが、特別支援学級の担任の指導の補助として、サポートをしているという形が現状でありますので、現状に合わせた文言の整理をさせていただきました。

○【城所委員】 はい。ありがとうございます。

○【佐藤委員長】 ほかに質問など、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 今回の改正によって、さらに、交流及び共同学習を計画的、組織的に進めていただければと思います。

それでは、採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第43号、国立市立小・中学校心身障害学級指導補助員取扱要綱の一部を改正する訓令案については、可決といたします。

----- ◇ -----

○議題(9) 議案第44号 国立市通級指導学級送迎サポート事業実施要綱の一部を改正する訓令案について

○【佐藤委員長】 続いて、議案第44号、国立市通級指導学級送迎サポート事業実施要綱の一部を改正する訓令案についてを議題といたします。

三浦指導担当課長、お願いします。

○【三浦指導担当課長】 議案第44号、国立市通級指導学級送迎サポート事業実施要綱の一部を改正

する訓令案について、ご説明いたします。

こちらは、教育委員の皆様にもご出席いただきまして、5月13日に開級いたしました国立第七小学校のスマイル学級の設置を受けて、その要綱の一部を改正するものであります。実際には、国立第七小学校のスマイル学級を、この要綱の中に加えるといったことですが、あわせまして、今までの申請書等の様式には、それぞれ、第四小学校、第六小学校、第七小学校のことばの学級名と、学校名を書いてございましたが、今後も、特別支援学級の通級が増減する可能性がございますので、こちらについては、通級指導学級名を、今までのように丸をつける形ではなく、記述をしていただく形に変えたものであります。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第44号、国立市通級指導学級送迎サポート事業実施要綱の一部を改正する訓令案については、可決といたします。



○議題(10) その他報告事項2) 6月ふれあい月間(いじめ、不登校等に対する取組み)に関する報告について

○【佐藤委員長】 次に、その他報告事項2、6月ふれあい月間(いじめ、不登校等に対する取組み)に関する報告についてに移ります。

荒西指導主事、お願いします。

○【荒西指導主事】 6月ふれあい月間、いじめ、不登校等に対する取組みに関する報告をいたします。資料をごらんください。

不登校の状況につきましては、中段の表の右下の太字でお示したとおり、小学校が5名、中学校が21名となっております。これは昨年度の同時期に比べ、小学校で7名の減、中学校で6名の減、合計13名の減となっております。学校が児童生徒一人一人の状況を見取り、丁寧な対応等を行っていること、それから、学校支援センターの設置などによる支援体制の充実などが、成果につながっていると考えています。

暴力行為につきましては、小学校が0(ゼロ)件、中学校が4件となっています。中学校の4件のうち2件は生徒間暴力ですが、いずれも大きなけが等はなく、いじめなどの背景も認められておりません。

いじめについては、小学校が9件、中学校が48件となっております。昨年度の同時期とほぼ同数ですが、今年度は、学校が、「いじめは、まだ解決していない」と報告されている数がふえております。それは、東京都がアンケート調査の取り扱いについての見解を示すのが多少おくれてしまったために、アンケート自体を6月末に実施したという学校が多くありまして、集計の時期が、いじめを認知した直後であるというような回答をしている学校が、ほとんどになっているということが影響しています。現在、その後解決したといういじめについて、報告を受けているところです。

いじめの認知については、いじめはどの学校にも、どの学級にも起こり得るものという認識に立って、いじめられている児童生徒の側に立った認知の仕方を、昨年度と同様に進めています。今後も早期発見、早期対応の体制が整えられるように、学校に働きかけてまいります。

報告は、以上です。

○【佐藤委員長】 報告をいただきました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

山口委員。

○【山口委員】 数字だけだと、どうしても気になってしまいます。不登校の部分ですが、中2の数字が多くなってきているというところは、毎年の傾向なのか、ことしだけなのか。毎年であるのならば、何か特別な、考えられる要素があるのかどうか、何かありましたらお願いします。

○【佐藤委員長】 不登校が、中学校2年生にやや多いのではないかというご感想でした。それについての傾向、分析等がありましたら、お願いします。

荒西指導主事。

○【荒西指導主事】 明確な分析はできないところではありますが、不登校にかかわる事業を展開する上で感じていることは、まず、1年生の段階でうまく適応ができなかったという生徒が、1年生のときは様子を見ながらということなのですが、顕在化するのが2年生になってからということが、まず1つ挙げられます。

なお、今年度に限ったことなのですけれども、2年生で不登校だった生徒が、3年生になって受験を控えたり、適応指導教室で適切な指導を受けることによって、学校に復帰しているというケースもありまして、2年生が多くなっているというよりは、小学校との接続にも力を入れているところなので、1年生、また、3年生の不登校数が減っているというような感覚のほうが正しい認識ではないのかと、私の実感ですが、そのようなとらえ方をしています。

○【山口委員】 はい。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

先月でしたか、適応指導教室を訪問した際に、中学校の3年生になると、適応指導教室に通っている生徒たちが高校進学に期待と希望を持つようになり、それを1つの目標に、適応指導教室に通いながら勉強に挑戦をして、上級学校に進学するケースもあるというお話を聞きました。適応指導教室の持つ役割の大きさを改めて感じましたし、適応指導教室の充実は、大きな課題であると思いました。

不登校については、昨年度より小中学校ともに減っていて、学校の丁寧な対応と、学校支援センターを含めた、支援体制の充実が背景にあるのではないかという報告をいただいて、とてもうれしく思います。こうした支援体制の充実について、例えば、保護者や学校は実感としてとらえているのでしょうかということをお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

荒西指導主事。

○【荒西指導主事】 認知されているかどうかということは、まだしっかりと把握はできていませんが、広報活動としましては、8月5日号の「くにたちの教育」に、学校支援センターについて、どのような職員が支援に当たっているのかなどとということの広報をさせていただく予定です。

○【佐藤委員長】 はい。わかりました。ありがとうございます。

ぜひ、正しく理解をしていただいて、その上でさまざまな意見を寄せていただいて、さらに改善できればと思います。広報活動の取り組みも積極的に進めていただきたいと思います。

ほかには、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(11) その他報告事項3 平成24年度学校給食費決算報告について

○【佐藤委員長】 ないようでしたら、その他報告事項3に移ります。

平成24年度学校給食費決算報告について、村山給食センター所長、お願いします。

○【村山給食センター所長】 それでは、平成24年度学校給食費決算報告をさせていただきます。1枚おめくりいただきまして、1ページをごらんいただきたいと思います。平成24年度学校給食収支状況でございます。

まず、収入の部でございますが、1番目の給食費は、調定額2億3,351万8,965円に対して、収入額が、2億2,130万3,912円、未収入額が、1,151万5,620円で、収納率といたしましては、94.77%でございます。なお、不納欠損額といたしましては、69万9,433円でございます。

その内訳になりますが、平成24年度、すなわち現年度の給食費につきましては、調定額2億2,236万7,036円に対しまして、収入額が、2億2,041万6,946円、未収入額が、195万90円で、収納率は、99.12%でございます。

平成23年度以前の過年度給食費といたしましては、調定額が、1,115万1,929円に対して、不納欠損額が、69万9,433円、収入額が、88万6,966円、未収入額が、956万5,530円でございます。調定額から不納欠損額を差し引きました最終調定額に対する収納率といたしましては、8.49%でございます。

2番目の前年度繰越金が、1,576万7,296円、最後の預金利子である雑入が、5,432円でございます。収入額の合計額といたしましては、2億3,707万6,640円でございます。

続きまして、支出でございますが、1番目の主食購入代として、3,498万4,199円、2番目の副食購入代として、1億3,761万9,441円、3番目の牛乳購入代として、4,228万5,494円、最後の調味料購入代として、923万6,833円で、合計額は、2億2,412万5,967円でございます。

右側の表でございますが、収入合計から支出合計を差し引いた残額が、1,295万673円で、当該金額を平成25年度に繰り越しいたします。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。2ページ以降につきましては、補足関係の詳細資料を添付してございます。2ページ、3ページにつきましては、1ページで説明いたしました現年度給食費の収入におけます調定額、収入額、未収額等のそれぞれ小学校、中学校別を、さらに月別等で示したものでございます。2ページが小学校、3ページが中学校で、それぞれ延べではございますが、喫食者数の人数も添えてございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。4ページにつきましては、1ページで説明いたしました平成24年度の給食費の未納額の内訳といたしまして、施設名別の世帯数、人数、月数、未納額に整理したものでございます。世帯といたしましては、77世帯、人数といたしましては、94名で、474月相当分の195万90円でございます。

続きまして、5ページでございます。5ページにつきましては、1ページで説明いたしました物資購入代の支出に係ります小学校における物資代金の月別内訳を示したものでございます。さらに、主食と副食につきましては、細かく分類したところでございます。小学校における物資代金につきましては、1億4,783万9,670円でございます。

続きまして、6ページでございます。6ページも同様に、中学校における物資代金の月別の内訳を示しております。中学校における物資代金は、7,628万6,297円で、小中合計いたしますと、2億

2,412万5,967円でございます。

続きまして、7ページでございますが、7ページにつきましては、1ページで説明いたしました過年度給食費の収入と不納欠損額の対象年度等を示したものでございます。

不納欠損につきましては、納入がなく10年を超えた者ということで、具体的には、平成14年度の16万3,418円でございます。

それから、5年を超えまして、市外に転出された者ということで、今回は、平成19年度のみ該当ですが、平成19年度の53万6,015円を加えまして、最終的には、69万9,433円でございます。

なお、平成24年度の収入の内訳といたしましては、小学校分といたしまして、59万7,414円、中学校が、28万9,552円でございます。収納率といたしましては、最終調定額に対しまして、8.49%でございます。

また、収入対象年度につきましては、資料の表記のとおりでございますので、ご確認のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、8ページでございます。8ページは、過年度給食費の未納額を学校及び年度別に示したものでございます。上段の括弧数が人数で、下段が金額でございます。

続きまして、9ページでございます。9ページは、給食費におけます前年度との比較対照の表でございます。まず調定でございますが、合計は、平成23年度に比べ、70万3,378円減の2億4,929万1,693円でございます。

なお、現年度給食費の減の要因といたしましては、主に児童生徒数の減少によるものでございます。また、過年度給食費の増につきましては、平成23年度の98.80%の収納率の影響と、前年度繰越金につきましては、平成23年度の繰越金額が、結果的に平成22年度よりも上回った影響でございます。

続きまして、収入でございますが、合計につきましては、平成23年度と比べ、60万4,268円減の2億3,707万6,640円でございます。

現年度給食費は、平成23年度と比べ、224万7,135円減の2億2,041万6,946円で、収納率といたしましては、99.12%でございます。平成23年度と比べまして、0.32ポイント増加いたしました。減の要因といたしましては、児童生徒数の減少によるものでございます。

過年度給食費につきましては、平成23年度と比べ、27万5,129円増の88万6,966円で、収納率といたしましては、8.49%でございます。平成23年と比べまして、1.73ポイント増加いたしました。

次に、未収入でございますけれども、合計は、平成23年度と比べ、36万3,691円増の1,151万5,620円でございます。

現年度給食費は、収納率の関係もあり、平成23年度より、76万5,365円減少いたしましたところでございますけれども、現年度給食費につきましては、収入額自体は平成23年度を上回ったものの、先ほどご説明しました平成23年度の98.80%の収納率の影響を受け、過年度の未収入金額がふくらんだということによりまして、112万9,056円の増となったものでございます。

続きまして、支出でございますが、平成23年度と比べ、221万2,355円増の2億2,412万5,967円でございます。この食材費につきましては、物価の上昇など難しいところがあるのでございますが、なるべく現年度の収入に見合った分を支出するというように努めた影響もございまして、昨年度と比べまして、1ポイント増となったものでございます。

最後の合計でございますが、収入合計から支出合計を差し引いた残額といたしましては、平成23年度より、281万6,623円減の1,295万673円でございます。



続きまして、10ページをごらんいただきたいと思います。10ページにつきましては、不納欠損処分についてでございます。

資料にございますように、平成14年度から平成23年度までの給食費の未納額といたしましては、件数が、350件、金額といたしましては、1,026万4,963円でございます。これまでも文書や電話による催告、個別徴収などにも努めておりますけれども、なかなか過年度の給食費につきましては、理解が得られないという現状がございます。

徴収自体が困難な状況にあるということもございまして、給食費未納者に対しましては、平成2年の国立市立学校給食センター運営審議会の審議の結果、先ほどもご説明をしたとおり納入がなくて、10年を超えた者及び5年を超えて市外に転出した者につきましては、不納欠損処分を行うということで確認されております。この確認に基づきまして、平成25年3月31日付をもちまして、件数としまして、27件、額といたしましては、69万9,433円を不納欠損処分したというものでございます。

続きまして、11ページでございますが、11ページは、不納欠損処分者として、10年経過者と5年経過で市外に転出した者の一覧でございます。左手が、10年経過者でございまして、7名で、未納額といたしましては、16万3,418円、右側は、5年経過者で、市外に転出した者として、20名でございます。未納額といたしましては、53万6,015円でございます。

なお、氏名につきましては、英字で示してございまして、同じ英字のハイフオン1、2などにつきましては、兄弟等の関係を示しているものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、最後は、6月19日に行っていただきました、国立市立学校給食センター運営審議会監査委員によります監査報告書の写しでございます。

なお、本決算報告につきましては、6月27日開催の平成24年度第6回国立市立学校給食センター運営審議会に報告し、承認をいただいたところでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

○【佐藤委員長】 報告をいただきました。ご質問、ご意見などございますか。

では、2つお伺いしたいと思います。この決算報告について、運営審議会の席で、何か意見、質問が出たのでしょうかということが1つです。

もう1つは、未納の徴収についてです。難しい状況が依然としてあるということをお伺いしました。先ほど、議案として扱った点検・評価報告書にも太字で表記がありましたように、給食センターの職員が例年以上に努力をしているということが記されています。この未納について、給食センターや教育委員会にとどまらず、市としての問題ではないかという声は上がっていないのでしょうかということをお伺いしたいのですが、よろしくお願いたします。

村山給食センター所長、お願いたします。

○【村山給食センター所長】 まず1点目の運営審議会の席上、この報告についてどのような意見や質問があったかということでございますが、昨年度と比べますと、現年度、過年度ともに、ポイント的には収納率が向上しました関係もありまして、「向上した点は、どのように分析しているのですか」というご質問がありました。

回答的には、点検・評価報告書にも記載させていただいておりますように、催告の封筒の色をかえたり、相手方のアプローチの仕方を工夫し、連日、集中、毎日というように連絡をしたり、今までは失礼になるかなと思って控えていたのですが、連絡をとってからの訪問を、先に連絡がとれなくても訪問するという行なったこと、それから、運営審議会の中でも、この未納問題を議題として審議

していただいたことと、最終的には、学校側におきましても、できる範囲で協力をお願いをということなど、相対的な取り組みの中で行ったことで、このような結果に至ったのではないかと回答したところでございます。

2点目の未納の関係につきましては、給食センター、教育委員会に限らず、市としてというご指摘でございますが、確かに、市においても、この未納につきましては、昨年度、企画部でプロジェクトチームを立ち上げて、私どもも参加させていただいたという経過がございます。

ただし、給食費ですので、税金とは性質、性格が違うものでございます。最終的には、徴収のノウハウや、そのあたりの取り扱いの関係につきまして、情報共有が得られたということもございましたけれども、最終的な実務になりますと、担当課ということで、どうしても限定的になってまいります。引き続き、企画部の収納課からのノウハウをいただくことと、法的な対抗手段についても、市のほうは積極的対応ということを考えていますので、今後、参考にしながら、もう少し徴収率を上げられるのではないかと考えておりますので、頑張りたいと思っております。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



#### ○議題(12) その他報告事項4) 市教委名義使用について(11件)

○【佐藤委員長】 ないようですので、その他報告事項4、市教委名義使用についてに移ります。

津田生涯学習課長、お願いします。

○【津田生涯学習課長】 では、お手元にあります平成25年度6月分後援等名義使用承認一覧をごらんください。

今回は、11件ございます。

1番目は、国立市ボランティアセンター主催の「夏体験ボランティア 2013」です。ボランティア活動に興味のある青少年を対象に、体験活動を通して多様な価値観や地域づくりに参加する意識を高めることを目的に、4回のオリエンテーションを受講後、みずから活動内容を選び、体験するものです。参加費は、保険代と資料代で500円となっております。

2番目、国立市租税教室推進協議会主催の「租税教室」です。租税の意義や役割を伝えることを目的に、租税教室推進協議会の構成団体が講師となり、小学校6年生の社会科授業、中学3年生の公民授業で租税教室を開催します。昨年は小・中学生合わせて684名が授業を受けたと報告を受けております。

3番目、一般社団法人視覚認知教育協会主催の「学力UPのための視覚認知トレーニング 親子セミナー」です。視覚認知力が未発達な子どもを助け、地域の学力向上に貢献することを目的に、小学生の親子を対象に視覚認知トレーニング法を紹介し、実践するセミナーをファーレ立川センタースクエア1階ホールにて、同一内容で3回行います。申し込みは不要で、参加費も無料となっております。

4番目、一般社団法人国立シンフォニカー主催の「一橋大学兼松講堂でレジデントオーケストラ『国立シンフォニカー』第7回定期演奏会」です。今回は10月27日午後1時半より一橋大学兼松講堂にて、ベートーヴェンの交響曲第3番変ホ短調「英雄」作品55などを演奏します。入場料はP席4,500円、S席2,500円、A席1,500円となっております。

5 番目、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団主催の「第 5 回くにたち児童絵画・版画展」です。児童の絵画・版画等への意欲と向上心の育成を図ることを目的に、市内在住・在学の児童の絵画・版画を公募し、その成果を展覧するものです。開催期間は 8 月 30 日から 9 月 8 日まで、くにたち市民芸術小ホールにて行います。

6 番目、協同組合国立旭通り商店会主催の「サマーキャンプ～みんなで防災体験～」です。青少年の育成と地域交流、参加者の思い出づくりを目的に、国立市立第三小学校にてテントを張っての宿泊や防災訓練、キャンプファイヤーなどを行います。開催日時は 8 月 23 日、24 日です。参加に当たっては事前申し込みが必要で、対象は小学校 3 年生以上、保険代は 500 円となっております。

7 番目、社会福祉法人国立市社会協議会主催の「誰でも簡単手打ちうどん教室」です。家庭福祉の充実を図ることを目的に、うどん作りの体験学習を通し、楽しみながら親や友人と、コミュニケーションの場として、7 月 28 日の午前 10 時より、くにたち福祉会館にて開催します。参加費は、社会福祉協議会会員は無料ですが、非会員は 300 円となっております。

8 番目、ボランティアチーム・如水コンサート企画主催の「第 24 回くにたち兼松講堂音楽の森コンサート『ベートーヴェン／交響曲第 7 番』」です。今回は 11 月 30 日の午後 2 時より、一橋大学兼松講堂にて開催します。入場料は S 席 4,000 円、A 席 3,000 円、学生券 1,500 円となっております。

9 番目、くにたち将棋同好会主催の「第 6 回くにたち将棋大会」です。日本の古典文化である将棋を通して世代間交流を図ることや、将棋の普及を目的として、8 月 4 日の午前 10 時よりくにたち福祉会館大ホールにて大会を行います。参加費は高校生以上 1,000 円となっております。

10 番目、くにたち市民オーケストラ主催の「くにたち市民オーケストラ『第 35 回定期演奏会』」です。今回は 10 月 13 日の午後 2 時よりパルテノン多摩大ホールにてチャイコフスキーのピアノ協奏曲第 1 番などを演奏します。入場料は大学生以上 1,000 円となっております。

11 番目、国立市ボランティアセンター主催の「夏 1 日体験講座～ボラセン楽校 2013～」です。小学校 2 年生から 6 年生までの児童を対象に、ボランティア活動に興味・関心を持つためのきっかけづくりを目的とし、地域の方々の協力による体験講座のプログラムを、くにたち福祉会館にて全 3 回行います。参加に当たっては事前申し込みが必要で、定員は 15 名、参加費は 3 講座のうち 2 講座が 300 円、1 講座が無料となっております。

以上、11 件につきまして教育委員会で審議をし、妥当と判断をいたしましたので、こちらの名義使用については、承認をいたしました。

以上です。

○【佐藤委員長】 報告をいただきました。

ご質問、ご意見などございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題 (13) その他報告事項 5) 要望書について (2 件)

○【佐藤委員長】 ないようでしたら、その他報告事項 5、要望書についてに移ります。

宮崎教育総務課長、お願いします。

○【宮崎教育総務課長】 要望は 2 件です。子どもたちの自己肯定観・自尊感情を高める教育を求める会より、「集団の中での子どもの長所」を発見でき、自己肯定観・自尊感情を高められる機会を増やすため、「保護者会前の 5 校時の授業参観」実施を求める要望書、子どもの権利条約を読む会より、

「警察と学校との相互連絡制度について」のご要望をいただいております。

以上です。

○【佐藤委員長】 報告をいただきました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。何かございますか。

山口委員。

○【山口委員】 「自己肯定観・自尊感情を高められる機会を増やすため」の要望書に関しては、具体的な内容は授業参観についてで、「保護者会前の5校時の授業参観」実施ということが書いてあるのですけれど、5校時の授業を見るということが、本当にいいことなのかどうか、逆に、教育の現場である教室での授業の妨げになることもあると思います。私たちも公開授業等で見に行ったりしますが、それは多くの授業の中のあるひとこまですし、公開授業ということを利用して、先生方も子どもたちも使われているのではないかと思うので、何でも、すべてを見ることがいいことにつながるとは、私自身は思わなくて、かえってマイナスになり、子どもたち自身が自分で学ぼうということに阻害するような要因にもなり、見方も難しい気がするということを実感として持っております。

それから、もう1つは、保護者の方がお子さんのこと見るのに、少し言葉はきついのですが、授業を見ないと、わからないのですかという気がします。そうではなくて、家庭の中でのやり取りのあって、何か感じられたときに、学校の様子を聞きに行くなど、さまざまな方法があるのではないかととても思っていて、こちらの要望書のとおりの一面的な見方をやられるということは、子どもにとって悪いこと、マイナスになる要因がとても強いのではないかという危惧を感じた要望書でございます。

それから、次の「警察と学校との相互連絡制度」の要望書に関しては、前回もほかの方々からご要望をいただいて、学校教育が持たなければならない使命を、改めて感じたのですけれども、そのときも話したと思うのですが、1つは、警察としっかりとスタンスを持ちながら、子どもたちの対応に関して、協力的に動いてくれるような状況ができてきているのではないかということです。

それから、もう1つは、今、さまざまな事象が起こっている中で、まさに、子どもたちだけでなく、大人までもというところまで増えているような気がするのですけれども、人が生きていくということ、しっかり守っていくという状況が求められてきている中では、必要やむを得ないことではないかということ、改めて思ったところでございます。

以上、感想です。

○【佐藤委員長】 感想をいただきました。ほかにございますでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 それでは、2つの要望書について、感想を申し上げます。

まず1件目の「我が子の良さを見付ける」ということなのではございますけれども、親になって、我が子にことがとても気になるのはわかるのですけれども、自分が我が子であった時代はどうであったかと考えますと、少し言葉は悪いですが、常に親につきまといわれるということは、どうなのでしょう。年齢にもよるとも思うのですが、小さなときには、親も子も一体となった時代があるのですけれども、思春期になって、大人と一線を画すような時代になったときに、いつも親の存在が身の周りにあるということは、果たしていいことなのか、どうなのだろうかと思いました。

やはり、親と子であっても、ある一線というのは、私は必要であると思っています。その一線を越えると、見えるものも見えなくなるのではないかなと思っています。

次に2件目の「警察と学校との相互連絡制度」についてですが、先月も要望書をいただいて、お答

えしたと思うのですけれども、できれば使わずに行うということが原則で、最終手段であるということ、また、お伝えしたいです。何もかもすべてを警察にお願いし、してもらおうということではなくて、必要なときに必要なことだけをしていただけるような協定であり、使えるものであると思っています。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。ほかには、よろしいでしょうか。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 最初の要望書については、私は賛成できません。

それから、2件目の要望書は、先月も、同様の要望書が出され、そのときも感想を申し上げたのですけれども、昔の治安維持法の時代のときの警察のイメージというのがありまして、特に、大学でしたが、警察が入ってくることに反対して、大騒ぎしたものですけれども、今の状況というのは、例えば、大津市のいじめ自殺事件や練馬で起きた。あるいは小学生にナイフで切りつける事件など、最近の事件は質が変わってきています。

要望書を出された方が心配されていることは、「本人の頭越しに学校と警察が情報交換をしているような環境で子どもが健全に育つはずがありません」ということですが、今はもう現状が違ってきます。

本人の頭越しに学校と警察が情報交換はしないと思います。警察も、人権にとっても敏感ですし、学校のことには学校でやっていただきたいというのが、警察の本音ではないかと思います。

しかし、今のこのような状況の中にあっては、警察が入って指導しなければという現状があると思います。要望書を出された方が心配されているお気持ちはわかるのですが、現実としては、凶悪事件が起こっていますので、それに対処するために、今、より良いシステムを考えているので、要望書を出された方は、理解していただきたいと思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

私も、一言ずつ意見を申し上げます。

初めの要望書に関してですが、学校は、保護者や市民、それから、学校関係者評価委員の方々に、折々に意見を求め、その思いを受けとめ、なおかつ、子どもたちの発達段階や子どもたちの実態と心情など、総合的な判断のもとで、学校公開を設定していただいていると思います。

それから、もう1つの要望書は、警察との相互連絡制度についてですけれども、教育委員会として、さまざまな想定に備えるということも、とても大切なことであると思います。

以上が、感想です。

ほかには、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 なければ、秘密会以外の審議案件はすべて終了しました。

ここで、次回の教育委員会の日程を決めておきます。どのようになりますか。

林教育次長。

○【林教育次長】 次回、8月の教育委員会でございますが、8月27日火曜日、午後2時から、会場は教育委員室としたいと思います。

○【佐藤委員長】 それでは、次回の教育委員会は8月27日火曜日、午後2時から、会場は教育委員

室といたします。

傍聴の皆様、長時間にわたり、また、お暑い中を大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 4 時41分閉会